

漁業の許可、起業の認可および採捕の許可に係る審査基準

平成 26 年(2014 年) 2 月 18 日

改正：平成 30 年(2018 年) 7 月 25 日

滋賀県知事

(目的)

第 1 条 この審査基準は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 66 条第 1 項ならびに滋賀県漁業調整規則（昭和 40 年滋賀県規則第 6 号。以下「規則」という。）第 6 条、第 6 条の 2 および第 20 条の規定に基づく許可または認可（以下「許可等」という。）をするにあたっての具体的な基準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において「新規申請」とは、許可等の申請の日前 1 年以内に当該許可等を受けたことがない者または当該期間に当該許可等に係る漁業を廃業した者が行う当該許可等の申請をいう。

2 この基準において「継続申請」とは、現に許可等（起業の認可を除く。以下この項において同じ。）を受けている者が、次の各号に該当する場合に行う当該許可等に係る申請をいう。

(1) 許可等の有効期間の満了後も引き続き当該許可等に係る漁業を行おうとするとき（やむを得ない理由で当該許可等の有効期間満了後 1 年以内に当該許可等の申請を行う場合を含む。）。

(2) 船舶ごとに許可等を要する漁業にあつては、当該許可等の有効期間中に当該許可等を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し（当該許可等を受けた船舶が滅失または沈没した場合を含む。）、他の船舶について許可等を受けて当該漁業を行おうとするとき。

(許可等をしない場合)

第 3 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「申請に係る漁業と同種漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一の者に対し、当該漁業の許可等（小型定置網漁業、やな漁業および地びき網漁業に係る許可等を除

く。)を同時に4以上することになる場合とする。

- 2 規則第22条第1項第3号に規定する「漁業調整上必要があると認める場合」とは、申請に係る許可等を行うことによって、当該漁業の漁場の属する水面について、当該漁業および他の漁業の漁場の総合的利用に著しく支障を及ぼすおそれがある場合とする。
- 3 前項に規定する場合に該当するか否かの判断は、関係する漁業者、漁業協同組合および漁業生産組合の操業実績および意見を勘案して行うものとする。

(許可等についての適格性)

第4条 規則第23条第1項第1号に規定する「漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること」とは、申請者（従事者（許可等の申請時に、許可等を受けた者のために漁業に従事する者として届け出た者をいう。）を含む。）が規則第29条の規定により漁業の許可等を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者である場合をいう。

(許可等の審査基準)

第5条 小型定置網漁業、やな漁業および地びき網漁業の許可等は、別表第1に掲げる書類の審査およびその他必要な調査により、申請の内容が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 申請に係る漁業の漁場の区域において、許可予定日から2年以内に、漁業法第39条に規定する船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上の必要および土地収用法（昭和26年法律第219号）または土地収用に関する特別法の対象となる事業の計画がないこと。
- (2) 新規申請の場合にあっては、当該新規申請に係る漁業の漁場は、原則として申請者による3年間程度の調査により当該漁業を営むうえで十分な生産性が認められた水面であること。
- (3) 継続申請の場合にあっては、現に受けている許可等の有効期間中に操業した実績があること。ただし、申請者が当該継続申請に係る許可等を受けた場合には操業することを誓約している場合はこの限りでない。

第6条 前条に規定する漁業以外の漁業は、別表第1に掲げる書類の審査およびその他必要な調査により、申請の内容が次の各号のいずれにも該当する場

合に許可等をするものとする。

- (1) 申請に係る操業区域および操業期間が、別表第2に示す範囲内であること。
- (2) 新規申請にあつては、申請者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 申請に係る漁業を営むことについて、所属する漁業協同組合または漁業生産組合（以下これらを「組合」という。）の長の推薦を受けていること。
 - イ 申請に係る漁業以外の漁業を営んだ経験がある場合は、その実績が所属する組合の長により証明されていること。
 - ウ 申請の日から過去3年以内に申請に係る漁業以外の漁業を営んだ経験がない場合は、申請に係る漁業を営むことについての誓約書を所属する組合の長に申告し、承認を受けていること。
- (3) 継続申請にあつては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 現に受けている許可等の有効期間中に申請に係る漁業を営んだ実績があり、所属する組合の長により当該実績が証明されていること。
 - イ 現に受けている許可等の有効期間中に申請に係る漁業を営んだ実績がない場合は、当該漁業を営むことについての誓約書を所属する組合の長に申告し、承認を受けていること。
- (4) 申請者が組合に所属していない場合その他特別な事情がある場合は、前2号の規定にかかわらず、新規申請にあつては申請に係る漁業以外の漁業を営んだ実績が、継続申請にあつては申請に係る漁業を営んだ実績が、その者から漁獲物を購入した者により証明されていること。

付 則

この基準は、平成26年(2014年)2月18日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年(2018年)7月25日から施行する。

別表1 申請に係る添付書類

許可等の種類	申請の別	申請に必要な書類
小型定置網漁業 やな漁業 地びき網漁業	新規申請	1 申請書 2 漁場の生産性を証する書面 3 許可申請することを議決した総会または理事会の議事録 4 漁場が重複または隣接する漁業協同組合もしくは漁業生産組合の同意書
	継続申請	1 申請書 2 操業実績を証する書面（操業実績がない場合は、誓約書） 3 許可申請することを議決した総会または理事会の議事録 4 現許可証および漁場図
小型機船底びき網漁業 えびたつべ漁業 あゆ沖すくい網漁業 刺網漁業 延縄漁業 もんどり漁業 竹筒漁業 よし巻漁業 追さで網漁業 引縄釣漁業 四手網採捕 上記漁業に係る起業の認可	新規申請	1 申請書 2 組合長の副申書（特別な事情によりこれを得られない場合は、申請の理由書および身分証明書の写し） 3 操業実績を証する書面（操業実績がない場合は、誓約書） 4 漁具を有することの申告書（小型機船底びき網漁業、あゆ沖すくい網漁業、刺網漁業および追さで網漁業に限る。） 5 操業区域が重複または隣接する許可等を有する漁業者またはその漁業者が所属する漁業協同組合もしくは漁業生産組合の同意書（追さで網漁業に限る。）
	継続申請	1 申請書 2 操業実績を証する書面（操業実績がない場合は、誓約書） 3 現許可証

別表2 操業区域および操業期間の内容

許可等の種類	操業区域	操業期間
小型機船底びき網漁業 (1)手繰第一種漁業 ア ごり沖びき網漁業 イ あゆ沖びき網漁業 ウ その他沖びき網漁業	(共通) 琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	ア 7月20日から翌年2月末日まで イ 2月1日から同年2月末日まで ウ 8月1日から翌年4月30日まで
(2)手繰第三種漁業	近江大橋の車線区分線以北の琵琶湖(平湖および柳平湖を除く。以下同じ。)	8月1日から翌年4月30日まで
えびたつべ漁業	規則別表第1に掲げる水面および内水面	周年
あゆ沖すくい網漁業	琵琶湖	6月1日から7月31日まで
刺網漁業 (1) 荒目小糸網漁業 (2) 細目小糸網漁業	(共通) 次の区域を除く規則別表第1に定める区域。琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ200メートルの距離の線と湖岸線とによって囲まれた区域	(1) 12月1日から翌年9月30日まで (2) 周年
延縄漁業	規則別表第1に掲げる水面および内水面	周年
もんどり漁業	規則別表第1に掲げる水面および内水面	周年
竹筒漁業	規則別表第1に掲げる水面および内水面	周年
よし巻漁業	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで
追さで網漁業	漁業調整上の支障がないと認められた区域とする。	周年
引縄釣漁業	琵琶湖	周年
四手網採捕	3河川以内とする	周年